

公募要領に関するQ & A

- 本Q & Aは、フロンティア補助金及びブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の公募要領の記載内容に関して想定される質問に対する回答を示したものです。
- 今後、事業者の方からのお問い合わせの内容を踏まえ、随時、内容を追加・修正する可能性があります。
- なお、以下の回答は、上記補助金に関する一般的な取扱いを示すものです。個別事例の取扱いについては、公募要領に記載の問い合わせ先までご確認願います。

【共通】

Q 1. 公募申請書提出後のスケジュールを教えてください。

A 1. 提出された公募申請書については、受付期間終了後、国税庁内に組織する審査委員会において概ね1か月程度かけて審査します。審査の結果、採択となった事業者の方には、交付申請書を作成・提出していただきます。その後、国税庁において提出された交付申請書を精査し、5月上旬を目途に交付決定通知を行う予定です。交付決定をもって、補助事業開始となります。

なお、上記のスケジュールは見込みであり、変更となる可能性がある旨、ご承知おきください。

Q 2. 酒類業免許を有していない「人格のない社団等」（〇〇協議会等）が応募することは可能ですか。

A 2. 酒類業免許を有していない人格のない社団等（酒類業免許を有している者が構成員となっている場合を除く）は、酒類事業者を1者以上含むグループで申請することができます。その場合、人格のない社団等が代表申請者として申請することも可能です。

Q 3. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですか。

A 3. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですが、代表申請者になれるのは1つの事業のみです。

- Q 4. 確定検査の結果、交付決定額を超える経費を支出していた場合、交付決定額以上の補助金を受領することは可能ですか。
- A 4. 交付決定額が補助金交付額の上限となります。
- Q 5. 確定検査の結果、補助対象経費が 400 万円未満となり、補助率 1 / 2 を乗じた額が補助金下限の 200 万円を下回ることとなった場合、補助金全額が不交付となるのでしょうか。
- A 5. 確定検査の結果、補助金下限を下回ったとしても、補助金全額が不交付とはならず、400 万円未満となった補助対象経費の 2 分の 1 が補助金交付額となります。
- Q 6. 機械等の購入について、「通常の事業活動等に係る使用は認められません」と記載されていますが、通常の事業活動にも使えるような機械等を購入する場合の取扱いはどうなりますか。
- A 6. 通常の事業活動等に使用できる機械等であっても、補助事業期間中は、「補助事業の目的のためにのみ」使用していただく必要があります。
なお、取得価格 50 万円（税抜）以上の機械等について、補助事業期間終了後、補助事業の目的のための使用を取りやめ、他の事業活動に転用する場合には、補助金等適正化法第 22 条の規定に基づき、国税庁長官の承認及び残存簿価等の国庫納付が必要となります。
- Q 7. 借損料について、既存の事業所を補助事業にのみ使用する場合であっても、当該事業所の賃料は補助対象となりませんか。
- A 7. 既存の事業所の賃料については、補助事業にのみ使用する場合であっても補助対象となりません。
- Q 8. 「中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません」と記載されていますが、どのように価格設定の適正性を示せばよいでしょうか。
- A 8. 相見積もり（同種同性能の中古品との比較）等により、価格設定の適正性を明らかにする必要があります。
- Q 9. 経費の支出先が国外であっても問題ありませんか。
- A 9. 確定検査時までに必要な書類等を入手できるのであれば、支出先が国外であっても問題ありません。

Q10. 設備の導入を目的とする補助事業の場合、当該設備の導入をもって事業期間を終了させることは可能ですか。

A10. 公募要領に記載の事業期間終了日以前に事業の目的を達成した場合には、事業者の判断で事業を終了させることが可能です。ただし、事業期間中に支払を終えている経費が補助対象となるため、質問のケースでは、設備の導入だけでなく、当該設備への支払も完了させてから事業を終了させる必要があります。

Q11. テスト販売について、補助金額が減額される場合の具体的な計算方法を教えてください。

A11. 例えば、補助対象経費が1,000万円、補助事業に要する経費（本事業を実施するのに必要な補助対象外経費も含めた全体経費）が1,100万円の場合、テスト販売での収入が600万円（1,100万円－1,000万円×1/2）を超える場合には、補助金額が減額されます。（金額は全て税抜き）
※ 上記において、収入が700万円の場合は100万が減額となります。
収入700万円－（1,100万円－1,000万円×1/2）＝100万円

【フロンティア補助金】

Q1. 「新規性・先進性」とは、酒類業界全体を基準とする必要があるのでしょうか。

A1. 申請者及び同規模の同業他社にとって「新規性・先進性」を有する事業を補助対象とする趣旨であり、酒類業界全体でまだ誰も行ったことがないこと（新規性等）を求めるものではありません。

Q2. 酒類以外の商品を開発する場合も対象となりますか。

A2. 補助金の趣旨・目的から、酒類以外の商品開発を目的とする事業は補助対象となりません。

Q3. 現在開発中のシステム等の追加契約は補助対象となりますか。

A3. 追加契約部分が新規性・先進性の要件を満たすのであれば、追加契約分に係る経費は補助対象となり得ます。ただし、追加契約及び支払は補助事業期間中に行う必要があります。

- Q 4. (新規性・先進性の要件を満たすことを前提として、) 果実酒とぶどうジュースに併用可能な容器詰機の導入は補助対象となりますか。
- A 4. 容器詰機は補助対象となりますが、フロンティア補助金は酒類の新商品開発等に対して補助をするものであることから、補助事業期間中は、果実酒にのみ使用していただく必要があります。
- Q 5. 当社で企画している事業が、公募要領「4. 補助対象事業」のなお書きの補助対象となるか教えてください。
- A 5. 提出された事業計画が本補助金の趣旨(新規性・先進性)に合致しているか、個別に検討の上、判断することになります。
- Q 6. フロンティア補助金では、謝金等に補助金額の上限が設定されていますが、委託費の内訳に謝金等に該当する経費が含まれる場合、当該経費をそれぞれの経費区分に振り分ける必要はありますか。
- A 6. 委託契約に基づき委託費として計上された経費であれば、謝金等の区分に改めて振り分ける必要はありません。ただし、謝金等の上限の潜脱の目的が明白である等の場合には、委託費として認められるかどうかを個別に判断します。
- Q 7. どのような場合にグループ申請を行うことが想定されていますか。
- A 7. フロンティア補助金においては、例えば、酒類の製造免許を有していないが、新規性・先進性のあるプランを有しているときに、製造免許を有する酒類事業者と連携して、グループ申請を行う場合などを想定していません。

【ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金】

- Q 1. 令和2年度の調査委託事業に応募し採択されなかったが、同じ事業内容で応募してもよいでしょうか。
- A 1. 令和2年度に提出した内容で提出したとしても、ただちに不採択とはならないものの、現状を考慮した事業計画に修正していないものについては、実現可能性等の観点から評価が低くなる可能性があります。なお、令和3年度の補助金申請には、経費明細等の提出が必須であるなど、令和2年度と比較して、より具体的な積算等が求められるので、その点についても留意してください。

- Q 2. どのような場合にグループ申請を行うことが想定されていますか。
- A 2. 例えば、ツーリズムを申請する際に、酒類事業者、観光事業者、交通機関、DMO・DMC等が連携してグループ申請を行う場合などを想定しています。
- Q 3. 酒蔵ツーリズムの推進に関する取組について、輸出酒類販売場の許可を受けていること又は受けることを予定していることは必須でしょうか。
- A 3. 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度により、輸出酒類販売場の許可を受けている（又は受けることを予定している）ことについては、採択に当たっての必須要件とはいたしません。当該制度は酒類業界からの要望を受け実現した制度であることから、将来的に当該許可を受けることを前提とした事業であることが望まれます。